

## 認定NPO法人に関する共同研修

税理士 清水博文

1

### 自己紹介

---

- ▶ 清水博文税理士・行政書士事務所
- ▶ 税理士 清水博文  
岡山県岡山市北区清心町6番15号  
TEL 086-253-1631  
MAIL [shimizu-zeirishi@tkcnf.or.jp](mailto:shimizu-zeirishi@tkcnf.or.jp)

#### 認定NPO法人申請の支援実績

- ▶ 国税庁への認定申請 1件(認定済)
- ▶ 岡山県・岡山市への認定申請 3件(審査中)
- ▶ 岡山県への仮認定申請支援 1件

---

▶ 2

## 本日のテーマ

---

- ▶ I 認定NPO法人とは？
- ▶ II 認定を受けるための要件は？
- ▶ III 仮認定制度
- ▶ IV まとめ～認定(仮認定)の意義

---

▶ 3

## I 認定NPO法人とは？

---

- ▶ 「認証」を受けたNPO法人のうち、公益性が高いと所轄庁の「認定」を受けたもの
- ▶ 公益性の判断基準(実績判定期間※で判定)
  - 【1】広く一般から支持を受けているか
  - 【2】活動や組織運営が適正に行われているか
  - 【3】より多くの情報が公開されているか
- ※直前5(初めて認定を受ける場合には2)事業年度
- ▶ 認定NPO法人には「税の優遇措置」が認められている。

---

▶ 4

## 税の優遇措置とは？

- ▶ 認定NPO法人に寄付をした者が受けられる優遇措置
  - ①個人がした寄付に対する所得・税額控除
  - ②法人がした寄付に対する所得控除(損金算入)
  - ③相続人がした相続財産の寄付に対する非課税
  
- ▶ 認定NPO法人自身が受けられる優遇措置
  - ④収益事業の利益を非収益事業のために使用した場合に、そのうち一定の部分を損金に算入出来る。  
(みなし寄付金)

▶ 5

## ①個人がした寄付に対する所得・税額控除

- ▶ 確定申告をし、領収書を添付
- ▶ 所得控除か税額控除の選択
- ▶ 所得控除
  - 所得金額から控除(税率によって効果が違う)
  - 寄附金額-2千円(総所得金額の40%が限度)
- ▶ 税額控除
  - 税額から直接控除(税率に関係なく効果が一定)
  - (寄附金額-2千円)×40%(所得税額の25%が限度)
- ▶ 住民税でも適用がある場合には10%の税額控除

▶ 6

## ②法人がした寄付に対する所得控除(損金算入)

- ▶ 法人では基本的に「寄附金」は事業と関連性が薄いため、少額※しか損金(経費)として認められない。

$$\text{※(資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

- ▶ 「認定NPO法人への寄附金」については上記と別枠で、(資本金等の金額  $\times$  0.375% + 所得金額  $\times$  6.25%)  $\times$  1/2 が損金(経費)として認められる。

▶ 7

## ③相続人がした相続財産の寄付に対する非課税

- ▶ 3億円の相続財産のうち、1億円を認定NPO法人に寄付すれば、相続税の対象は3億円 - 1億円 = 2億円に。

▶ 8

#### ④収益事業の利益を非収益事業に使用した場合に、その部分を損金に出来る（みなし寄付金）

- ▶ 認定NPO法人自身に対する優遇措置
- ▶ 原則として法人税法上の収益事業から出た利益には法人税が課税される。
- ▶ その利益を非収益事業に使用した場合には、その部分を寄付金とみなして、一定の金額を損金（経費）に出来る。
- ▶ 損金に出来る金額は、  
所得金額×50%（最低200万円を保証）

▶ 9

## II では認定のための具体的な要件は？

- 【1】広く一般から支持を受けている
  - ▶ ①パブリックサポートテストをクリアしていること
- 【2】活動や組織運営が適正に行われている
  - ▶ ②活動の対象が会員中心の共益的な活動でないこと
  - ▶ ③運営組織及び経理が適正であること
  - ▶ ④事業活動について、一定の要件を満たしていること
  - ▶ ⑦法令違反、不正行為、公益に反する事実がないこと
  - ▶ ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること
- 【3】より多くの情報が公開されている
  - ▶ ⑤情報公開が適正にされていること
  - ▶ ⑥所轄庁に対して事業報告書などを提出していること

▶ 10

## 【2】活動が適正に行われている

- ▶ ②活動の対象が会員中心の共益的な活動でないこと
- ▶ 会員のみを対象としたサービス、会員のみが参加する会議や会報誌の発行、特定のグループや地域などに便益が及ぶ活動、特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動
- ▶ これらの活動がNPO法人の事業活動全体※の50%未満であること。(共益性の排除)  
※事業費の額、従業員の作業時間などを基準に判定

▶ 11

## 【2】組織運営が適正に行われている

- ▶ ③運営組織及び経理が適正であること
- ▶ (1) 役員のうち親族等の最も大きなグループの人数が3分の1以下であること
- ▶ (2) 役員のうち特定の法人の役員等の人数が3分の1以下であること
- ▶ (3) 公認会計士・監査法人の監査を受けているか、又は青色申告と同等の帳簿等の保存を行っていること
- ▶ (4) 不適正な経理を行っていないこと

▶ 12

## 【2】組織運営が適正に行われている

- ▶ ④事業活動について、一定の要件を満たしていること
  - ▶ (1) 宗教活動、政治・選挙活動等を行っていないこと
  - ▶ (2) 特定の者に特別の利益を供与していないこと
  - ▶ (3) 実績判定期間の事業費総額のうち特定非営利活動の事業費の割合が80%以上であること
  - ▶ (4) 実績判定期間の受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること
  - ▶ (5) 助成金を支給する場合には事後の報告をすること
  - ▶ (6) 200万円超の海外送金は原則事前報告をすること

▶ 13

## 【1】広く一般から支持を受けている

- ▶ PST(パブリック・サポート・テスト)
- ▶ PSTとは「一般市民からの・支援度を・審査する」こと。
  - ▶ 絶対値基準
    - 実績判定期間内に総額3,000円以上の寄付をした寄付者の数が、年平均100人以上であること。
  - ▶ 相対値基準
    - 実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。
  - ▶ 条例個別指定
    - 可能性は低い。

▶ 14

## 絶対値基準の留意点

- ▶ 氏名又は住所が不明な者を寄付者から除外。
- ▶ 役員及び役員と生計を一にする者を寄付者から除外。
- ▶ 議決権のない賛助会員の会費は実質寄付金と成り得る。
- ▶ 本人と生計を一にする者は合わせて計算・カウントする。

▶ 15

## 相対値基準の留意点①

- ▶ A 合計が1,000円未満の寄附金は分母・分子から除外。
- ▶ B 氏名又は住所が不明な寄附金は分母・分子から除外。
- ▶ C 同一の者(※1)からの寄附金のうち、基準限度額(※2)を超える金額は、分子から除外。  
 (※1)役員の場合には親族分を合算  
 (※2)受入寄附金総額×10%  
 (認定NPO・公益社団・社福からの寄附は×50%)
- ▶ D 役員と親族を除いた社員が20人以上その他の要件を満たす法人は、正会員会費を、受入寄附金総額のうち一定金額(※注省略)を限度として分子に参入できる。

▶ 16



## 相対値基準の留意点②

- ▶ E 民間助成金や賛助会費は、任意性があり直接の反対給付がなければ、分子の寄附金に含まれる。
- ▶ F 国等からの補助金や国等からの委託事業の対価は分母の総収入金額から控除される。(分子に受入寄附金総額のうち一定金額(※注省略)を加算する方法もある。)
- ▶ 【分子】寄附金等収入金額＝(E受入寄附金総額－C基準限度超過額－A少額・B匿名寄附金)＋D社員の会費
- ▶ 【分母】経常収入金額＝総収入金額－F国等からの補助金等・委託事業の対価－A少額・B匿名寄附金

▶ 17

## 相対値基準の留意点③

- ▶ 「小規模法人の特例」  
 下記の①②の要件を満たすと、
  - ①実績判定期間の年間平均収入額が800万円未満
  - ②3千円以上の寄付者(役員・社員を除く)の数が50人以上
- ▶ 分子の基準限度額の計算で、「役員の場合には親族分の寄附金を合算」をする必要がなくなる。
- ▶ 分母・分子から「少額・匿名寄附金を控除」をする必要がなくなる。

▶ 18

### Ⅲ 仮認定制度

- ▶ PST以外の7つの要件を満たして、
- ▶ 設立後5年以内の法人(平成24年4月1日から3年間は5年を経過していてもOK)であれば、
- ▶ 1度に限り、3年間の仮認定を受けることができる。
  
- ▶ 本認定の優遇措置のうち、
  - ①個人がした寄付に対する所得・税額控除
  - ②法人がした寄付に対する所得控除(損金算入)を受けることができる。
- ▶ 3年間のうちに本認定を受けなければ仮認定は失効。(失効すると優遇措置もなくなり逆効果?)

▶ 19

### Ⅳ まとめ～認定(仮認定)の意義

- ▶ 寄付金を集めやすくなる(ファンドレイジング)
- ▶ 助成金・補助金が受けやすくなる
- ▶ 認定NPO法人のネームバリュー、透明性、信用度UP  
(認定が失効したり、取り消しを受けると逆効果?)
- ▶ 組織運営の見直し、規定類の整備、活動目的の再確認  
が出来る(健康診断)

▶ 20